第5 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画

(1) 政令第8条の区画の構造について

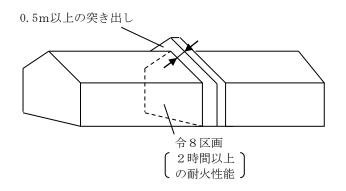
消防法施行令(昭和36年政令第37号)(以下「政令」という。)第8条の区画(以下「令8区画」という。)の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

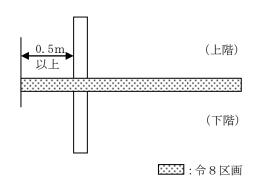
- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- イ 壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)及びプレキャストコンクリートについては、前アに該当するものとして取り扱うものであること。
- ウ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(以下「建基令」という。)第107条第1項に定める通常 の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。
- エ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 cm以上 突き出していること。(第5-1図参照)

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合は、この限りでない。

- (ア) 開口部が設けられていないこと。(第5-2図参照)
- (イ) 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して 90 cm以上離れていること。(第5-3~5図参照)
- オ 上下の位置に階段等を設ける場合は、次によること。
 - (ア) 階段、屋内通路等は、令8区画された部分ごとに専用とすること。(第5-6図参照)
 - (イ) 令8区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。(第5-7図参照)
- カ 同一階で開口部が相対し、かつ、相互間の距離が 3.6m以下の場合は、当該開口部に防火設備を設ける こと。(第5-8図参照)

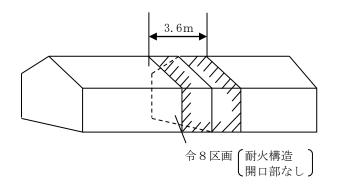
0.5m以上の突き出しを設ける場合





第5-1図

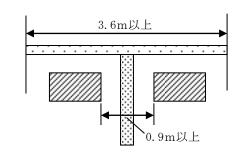
0.5m以上の突き出しを設けなくてもよい場合

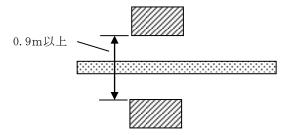


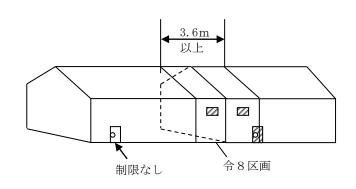
/// ※建築基準法において要求 される耐火性能時間以上

第5-2図

開口部を設ける場合の措置





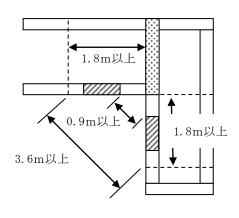


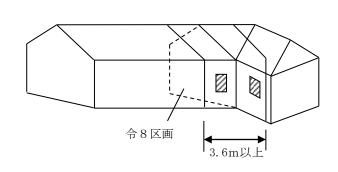
: 令8区画

:耐火構造の壁

☑☑: 防火設備

第5-3図

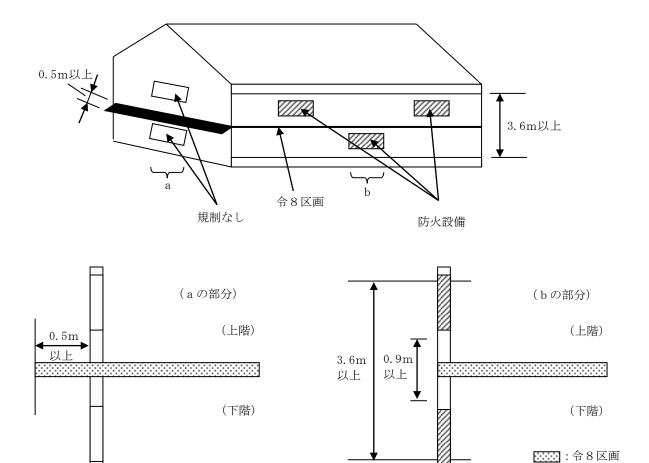




: 令8区画

////: 防火設備

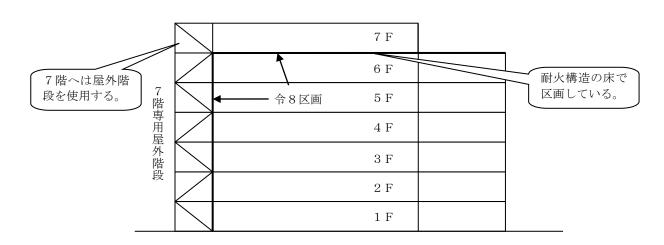
第5-4図



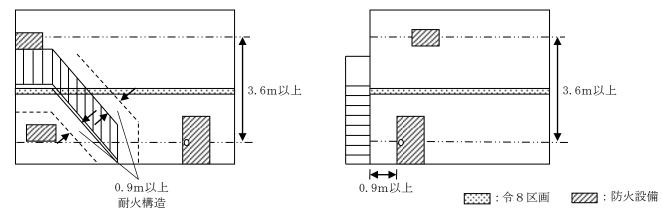
第5-5図

四: 防火設備

階段、屋内通路等を令8区画された部分ごとに専用とする場合

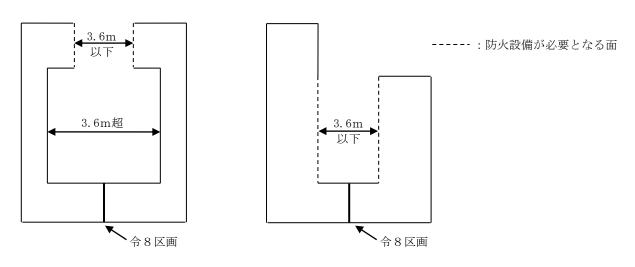


第5-6図



第5-7図

令8区画された部分が3.6m以内に近接する場合



第5-8図

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

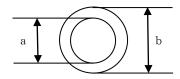
令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、 当該区画を貫通する配管及び貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなす ことができる場合にあっては、この限りでない。この場合において、令8区画を貫通する配管及び貫通部に ついて確認すべき事項は、次の事項及び第5-1表に適合するもの、又は消防防災用設備機器性能評定委員 会(以下「性能評定委員会」という。)において性能評定されたものとする。

- ア 配管の用途は、原則として給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)であること。
- イ 一の配管は、呼び径 200 mm以下のものであること。(第5-9 図参照)
- ウ 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴が直径 300 mm以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が 300 mmの円に相当する面積以下であること。 (第 5-10 参照)
- エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。(第5-11 図参照)

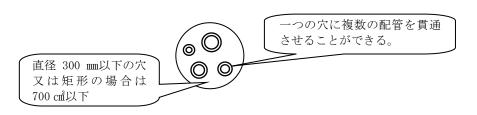
- オ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1項の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

令8区画に設ける穴と配管



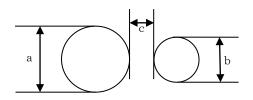
a:配管直径≦200 mm b:穴の直径≦300 mm 矩形の場合は直径300 mmの円に相当する面積 (約700 cm²) 以下

第5-9図



第5-10図

穴相互の離隔距離



a : 穴の直径≦300 mm

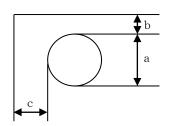
b:穴の直径≦300 mm

c: 穴の相互の離隔距離

 $c \ge a$ かbの最大

c ≧200 mm

令8区画の端部と穴の離隔距離



bとcはa以上とすること。 ただし、aが 200 mm未満の時 は 200 mmとする。

第5-11図

配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

令8区画を貫通している場合の条件

1 鋼管及び鋳鉄管を使用する範囲

令8区画を貫通している部分及びその両1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管等とする。

2 鋼管等の種類

- (1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JAWW K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノンタールエポシキ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
 - ※ JWWA:日本水道協会規格、WSP:日本水道鋼管協会規格

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、 これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と 50 mm以上重なるように貫通部 に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

- (ア) 床を貫通する場合
 - a 鋼管等の呼び径 100 mm以下のもの

貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆すること。

b 鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下のもの

貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆すること。

- (イ) 壁を貫通する場合
 - a 鋼管等の呼び径 100 mm以下のもの

貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆すること。

b 鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下のもの

貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆すること。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 当該可燃物が、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。
- 5 鋼管等の保温

鋼管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあっては、JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、3及び4の規定について特に留意すること。
- 6 鋼管等の接続

鋼管等を1の範囲において接続する場合は、次によること。

- (1) 鋼管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管に限り用いることができること。

ア メカニカル接続

- (ア) ゴム輪 (ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。) を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM (エチレンプロピレンゴム) 又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。

- (ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当てるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

- (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパーおネジを切ること。
- (イ) 結合剤をネジ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (4) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるよう に締めつけること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

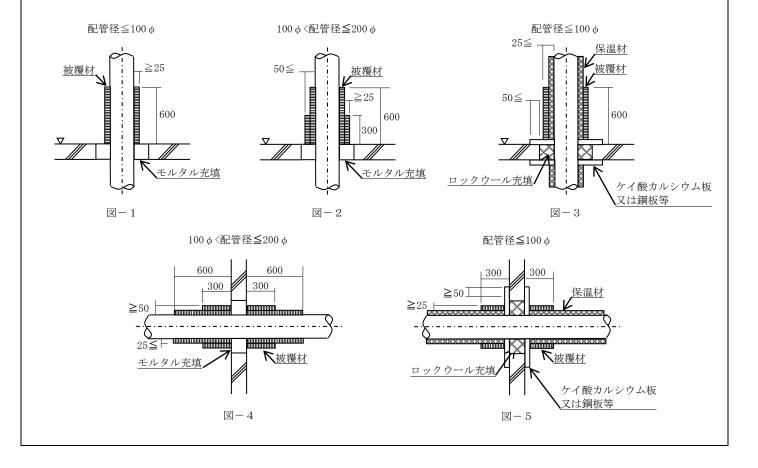
8 その他

令8区画を貫通する配管等が、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

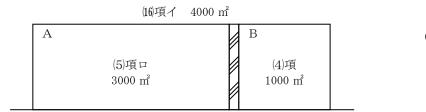
- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキン等は、不燃材料の衛生機器及び床材で覆われていること。

(参考)

施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



- (3) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方について
 - ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
 - イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。(第5-12図参照)



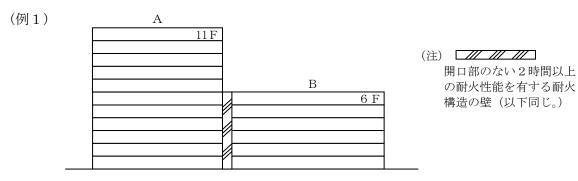
の耐火性能を有する耐火構造の壁(以下同じ。)

A:延べ面積3000 m²の(5)項ロの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B:延べ面積 1000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

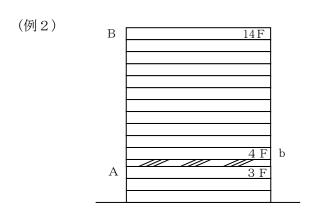
第5-12図

ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること。(第5-13参照)



A:階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B:階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。



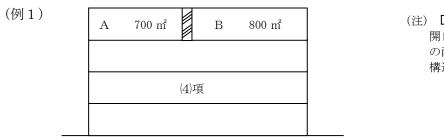
A:階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B: 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第5-13図

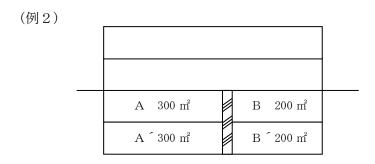
2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制(例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等)を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。 (第5-14参照)



(注) 開口部のない2時間以上 の耐火性能を有する耐火 構造の壁(以下同じ。)

4階部分の床面積は 1000 ㎡以上であるが、A、Bは4階で 1000 ㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第8号ロを適用しない。



地階部分の床面積は 700 ㎡であるが、 $(A+A^{'})$ ($B+B^{'}$)は地階において 700 ㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で 区画されているので、政令第 28 条の 2 第 1 項を適用しない。

第5-14図

3 特定共同住宅等の住戸等の区画

(1) 特定共同住宅等の住戸等の区画の構造について

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- イ 建基令第107条第1項に定める耐火構造に求められる耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるように指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を有すること。

- ウ 乾式壁は、次により適正な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規定等により確認できる場合に限り、使用が可能であること。
- (ア) 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工業者に周知されていること。

- (4) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者)が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。
- (ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
- (エ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理が行われていること。
- (2) 共住区画を貫通する配管及び貫通部について

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、共住区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次の事項に適合するものとする。

- ア 配管の用途は、原則として給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)、空調用冷温水管、ガス管、冷 媒管であり、これには電気配線が含まれるものであること。
- イ 一の配管等は、呼び径 200 mm以下のものであること。
- ウ 配管を貫通させるために共住区画に設ける穴が直径 300 mm以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が 300 mmの円に相当する面積以下であること。
- エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる距離(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)以上であること。ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁は又は床にあっては、この限りでない。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。

- オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)によること。
 - (ア) 配管は、建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イ又は口に適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
 - (イ) 平成17年消防庁告示第4号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として 有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
- カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれがある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- キ 第5-1表中の鋼管等のうち令8区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前才 (イ)の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものと して取扱って差し支えない。

4 規則第12条の2の区画

- (1) 規則第12条の2第1号に規定する区画(以下この項において「1号区画」という。)は、建基令第107条の2第1号に定める準耐火性能(壁にあっては、耐力壁に求められる準耐火性能。次項において同じ。)を有すること。
- (2) 規則第12条の2第2号に規定する区画(以下この項において「2号区画」という。)は、建基令第107条第1号に定める耐火性能(壁にあっては、耐力壁に求められる耐火性能。次項において同じ。)を有すること。
- (3) 1号区画及び2号区画(以下この項おいて「区画」という。)を貫通する配管は、建基令第129条の2の

5第1号第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

- (4) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (5) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

5 規則第13条の区画

(1) 規則第13条第1項に規定する区画(以下この項において「1項区画」という。) 建基令第107条の2第1 号に定める準耐火性能を有すること。

ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ(以下「福祉施設等」という。)に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。

- (2) 1項区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (3) 規則第13条第2項に規定する区画(以下この項において「2項区画」という。)は、建基令第107条第1項に定める耐火性能を有すること。
- (4) 1項区画又は2項区画(以下この項おいて「区画」という。)を貫通する配管は、基政令第129条の2の5第1号第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (5) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (6) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (7) エレベーターの扉は、規則第13条第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

6 規則第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

規則第 28 条の 2 第 1 項第 4 号及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 22 年 2 月 5 日総務省令第 7 号)第 3 条第 3 項に規定する区画については、 5(1)から(3)まで及び(5)から(7)までによること。

7 規則第30条の2の区画

- (1) 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。
- (2) 区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設けること。